



市 章

大津市公報

令 和 元 年 8 月 22 日
号 外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 規 則 | |
| 24 大津市財務規則の一部を改正する規則..... | 1 |
| 教 育 委 員 会 規 則 | |
| 5 大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則..... | 1 |

規 則

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年 8 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第24号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則 (平成 9 年規則第 73 号) の一部を次のように改正する。

「

| | | |
|-----|--|---|
| 別表中 | 旅費 | を |
| | コピー経費 | |
| | 第136条第 3 項の規定により歳出予算所管課において購入することとされた物品の購入代金 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、賄材料費、飼料費、医薬材料費、原材料費及び備品購入費に限る。) で 30,000 円未満のもの | |

」

「 工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し本市が対価の支払をなすべき契約に基づき支払う経費 (この表に別段の定めがあるものを除く。) で 300,000 円以下のもの

大津市契約規則 (昭和 40 年規則第 35 号) 第 23 条第 2 項ただし書の規定により市長が同項各号に定める行為を行う必要がないと認めた契約に基づき支払う経費

に改める。

旅費

コピー経費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年 8 月 22 日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第 5 号

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園規則 (昭和 36 年教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。